

海区漁場計画（共同漁業権）案

切替後の免許の存続期間：令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

新漁業権の内容（案）			現行漁業権の内容
漁業権の公示番号 共第1号 ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			(新設)
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
第一種共同漁業	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで	
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	
同	なまこ漁業	同	
同	たこ漁業	同	
イ 漁場の位置 横浜市金沢区鳥浜町から同区野島町までの地先			
ウ 漁場の区域			
点の位置			
イ 北緯 35 度 23 分 5.18 秒 東経 139 度 39 分 0.71 秒の所			
ロ 北緯 35 度 23 分 4.77 秒 東経 139 度 39 分 1.25 秒の所			
ハ 北緯 35 度 23 分 11.23 秒 東経 139 度 39 分 9.07 秒の所			
ニ 北緯 35 度 23 分 5.46 秒 東経 139 度 39 分 16.11 秒の所			
ホ 北緯 35 度 23 分 7.6 秒 東経 139 度 39 分 18.86 秒の所			
へ 北緯 35 度 22 分 58.68 秒 東経 139 度 39 分 29.91 秒の所			
ト 北緯 35 度 22 分 52.32 秒 東経 139 度 39 分 39.96 秒の所			
チ 北緯 35 度 22 分 42.24 秒 東経 139 度 40 分 0.84 秒の所			
リ 北緯 35 度 22 分 19.92 秒 東経 139 度 39 分 41.58 秒の所			
ヌ 北緯 35 度 21 分 46.59 秒 東経 139 度 39 分 41.58 秒の所			
ル 北緯 35 度 21 分 46.59 秒 東経 139 度 39 分 17.38 秒の所			
ヲ 北緯 35 度 21 分 37.43 秒 東経 139 度 39 分 17.38 秒の所			
ワ 北緯 35 度 21 分 21.6 秒 東経 139 度 39 分 33.63 秒の所			
カ 北緯 35 度 21 分 21.6 秒 東経 139 度 39 分 46.32 秒の所			
ヨ 北緯 35 度 20 分 24 秒 東経 139 度 39 分 46.32 秒の所			
タ 北緯 35 度 19 分 49.3 秒 東経 139 度 38 分 26.67 秒の所			
レ 北緯 35 度 23 分 2.8 秒 東経 139 度 38 分 57.8 秒の所			
ソ 北緯 35 度 22 分 49.09 秒 東経 139 度 39 分 14.89 秒の所			
ツ 北緯 35 度 22 分 48.77 秒 東経 139 度 39 分 17.86 秒の所			
ネ 北緯 35 度 22 分 48.17 秒 東経 139 度 39 分 22.67 秒の所			
ナ 北緯 35 度 22 分 54.48 秒 東経 139 度 39 分 30.22 秒の所			
ラ 北緯 35 度 22 分 42.77 秒 東経 139 度 39 分 29.58 秒の所			
ム 北緯 35 度 22 分 41.55 秒 東経 139 度 39 分 29.41 秒の所			
ウ 北緯 35 度 22 分 29.16 秒 東経 139 度 39 分 14.34 秒の所			
ノ 北緯 35 度 20 分 25.66 秒 東経 139 度 38 分 34.86 秒の所			

オ 北緯 35 度 20 分 26.49 秒 東経 139 度 38 分 34.05 秒の所
ク 北緯 35 度 20 分 30.22 秒 東経 139 度 38 分 30.6 秒の所
ヤ 北緯 35 度 20 分 30.66 秒 東経 139 度 38 分 30.16 秒の所

マ 北緯 35 度 20 分 7.48 秒 東経 139 度 38 分 58.54 秒の所
ケ 北緯 35 度 20 分 4.88 秒 東経 139 度 38 分 55.72 秒の所
フ 北緯 35 度 20 分 3.6 秒 東経 139 度 38 分 45.79 秒の所
コ 北緯 35 度 20 分 3.64 秒 東経 139 度 38 分 44.92 秒の所

区域 上記のイロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リヌ、ヌル、ルヲ、ヲ
ワ、ワカ、カヨ及びヨタの 15 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た
だし、レソ、ソツ、ツネ、ネナ、ナラ、ラム及びムウの 7 直線と最大高潮時海岸線に
よって囲まれた区域、直線ノオ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域、直線ク
ヤ及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、直線マケ及び最大高潮時海岸線に囲まれた
区域並びに直線フコ及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

エ 条件 北緯 35 度 20 分 31 秒以南の漁場の区域において、遊漁者があさりを採捕するこ
とを妨げてはならない。

オ 関係地区 横浜市中区、同市磯子区及び金沢区並びに横須賀市追浜本町 1 丁目、同 2 丁目、
同市鷹取町 1 丁目及び湘南鷹取町 6 丁目

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第2号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あおのり漁業	同
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	とりがい漁業	同
同	あかがい漁業	同
同	かき漁業	同
同	あかにし漁業	同
同	あずまにしき漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	たいらぎ漁業	同
同	みるくい漁業	同
同	うちむらさき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	しゃこ漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 横須賀市夏島町から同市津久井までの地先

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第1号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あおのり漁業	同
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	とりがい漁業	同
同	あかがい漁業	同
同	かき漁業	同
同	あかにし漁業	同
同	あずまにしき漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	たいらぎ漁業	同
同	みるくい漁業	同
同	うちむらさき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	しゃこ漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 横須賀市夏島町から同市津久井までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

- 基点A 横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角
- 基点B 横須賀市松崎東端に設置した石柱（神奈川県漁場基点第211号）
- 基点C 横須賀市走水二丁目と市鴨居との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点D 横須賀市大坂ノ鼻
- 基点E 横須賀市旧鴨居と市旧洲崎との境界
- 基点F 横須賀市千代ヶ崎
- 基点G 横須賀市久里浜港外防波堤上で同防波堤西端から東へ53メートルの所
- 基点H 横須賀市久里浜九丁目に設置した石柱（神奈川県漁場基点第207号）
- 基点I 横須賀市野比に設置した石柱（神奈川県漁場基点第208号）
- 基点J 横須賀市野比野比川河口左岸に設置した石柱（神奈川県漁場基点第75号）
- 基点K 横須賀市津久井と三浦市南下浦町上宮田との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点L 横須賀市夏島町住友重機械工業株式会社横須賀製造所（以下「住友重機械工業」という。）北防波堤天端北東角
- 基点M 横須賀市夏島町独立行政法人海洋研究開発機構横須賀本部の旧共同研究研修棟表玄関前の階段最下部南東角
- 基点N 横須賀港東北防波堤東灯台中心点
- 基点O 横須賀市稲岡町三笠公園にある三笠艦船尾最後部
- 基点P 横須賀市横須賀新港第1ふ頭先端北側角
- 基点Q 横須賀市旧走水872番地先に設置した木柱
- 基点R 横須賀市走水港伊勢山崎地先防波堤先端
- 基点S 横須賀市鴨居二丁目かもめ団地防波護岸南西部天端海側角
- 基点T 横須賀市鴨居二丁目かもめ団地防波護岸南東部天端海側角
- 基点U 横須賀市長瀬三丁目海上自衛隊横須賀地方総監部久里浜貯油所防波堤南端
- 基点V Uから65度16.4分110.6メートルの所
- 基点W 横須賀市長瀬三丁目防衛庁技術研究本部艦艇装備研究所防波護岸南西部隅切部天端北側角
- 基点X 横須賀市横須賀新港第1ふ頭先端東側角
- 基点Y 住友重機械工業浦賀艦船工場内の東岸岸壁にある係留ビットNO.17の中心点
- 基点Z 横須賀市鳥ヶ崎地区5護岸南西角の側溝内側隅角部
- 基点A' 横須賀市燈明崎先端の燈明堂の尖塔先端
- 基点B' 住友重機械工業浦賀艦船工場内の東岸岸壁にある係留ビットNO.20の中心点
- 基点C' 横須賀市平作川河口右岸歩道脇にある横須賀市海岸保全区域基点NO.159の標識中心点
- 基点D' 横須賀市久里浜九丁目東京電力横須賀火力発電所東側煙突頂上西端
- 基点E' 海上自衛隊横須賀地方総監部場外離発着場天端東角
- 基点F' 海上自衛隊横須賀地方総監部吉倉棧橋東側基部
- 基点G' 横須賀市大津町大津船溜^{だまり}の北側に位置する防波護岸天端海側の屈曲点

ウ 漁場の区域

点の位置

- 基点A 横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角
- 基点B 横須賀市松崎東端に設置した石柱（神奈川県漁場基点第211号）
- 基点C 横須賀市走水二丁目と市鴨居との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点D 横須賀市大坂ノ鼻
- 基点E 横須賀市旧鴨居と市旧洲崎との境界
- 基点F 横須賀市千代ヶ崎
- 基点G 横須賀市久里浜港外防波堤上で同防波堤西端から東へ53メートルの所
- 基点H 横須賀市久里浜九丁目に設置した石柱（神奈川県漁場基点第207号）
- 基点I 横須賀市野比に設置した石柱（神奈川県漁場基点第208号）
- 基点J 横須賀市野比野比川河口左岸に設置した石柱（神奈川県漁場基点第75号）
- 基点K 横須賀市津久井と三浦市南下浦町上宮田との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点L 横須賀市夏島町住友重機械工業株式会社横須賀製造所（以下「住友重機械工業」という。）北防波堤天端北東角
- 基点M 横須賀市夏島町独立行政法人海洋研究開発機構横須賀本部の旧共同研究研修棟表玄関前の階段最下部南東角
- 基点N 横須賀港東北防波堤東灯台中心点
- 基点O 横須賀市稲岡町三笠公園にある三笠艦船尾最後部
- 基点P 横須賀市横須賀新港第1ふ頭先端北側角
- 基点Q 横須賀市旧走水872番地先に設置した木柱
- 基点R 横須賀市走水港伊勢山崎地先防波堤先端
- 基点S 横須賀市鴨居二丁目かもめ団地防波護岸南西部天端海側角
- 基点T 横須賀市鴨居二丁目かもめ団地防波護岸南東部天端海側角
- 基点U 横須賀市長瀬三丁目海上自衛隊横須賀地方総監部久里浜貯油所防波堤南端
- 基点V Uから65度16.4分110.6メートルの所
- 基点W 横須賀市長瀬三丁目防衛庁技術研究本部艦艇装備研究所防波護岸南西部隅切部天端北側角
- 基点X 横須賀市横須賀新港第1ふ頭先端東側角
- 基点Y 住友重機械工業浦賀艦船工場内の東岸岸壁にある係留ビットNO.17の中心点
- 基点Z 横須賀市鳥ヶ崎地区5護岸南西角の側溝内側隅角部
- 基点A' 横須賀市燈明崎先端の燈明堂の尖塔先端
- 基点B' 住友重機械工業浦賀艦船工場内の東岸岸壁にある係留ビットNO.20の中心点
- 基点C' 横須賀市平作川河口右岸歩道脇にある横須賀市海岸保全区域基点NO.159の標識中心点
- 基点D' 横須賀市久里浜九丁目東京電力横須賀火力発電所東側煙突頂上西端
- 基点E' 海上自衛隊横須賀地方総監部場外離発着場天端東角
- 基点F' 海上自衛隊横須賀地方総監部吉倉棧橋東側基部
- 基点G' 横須賀市大津町大津船溜^{だまり}の北側に位置する防波護岸天端海側の屈曲点

基点H' 第二海堡灯台中心点

イ Aから 76度 14.8分 3,460メートルの所
 ロ Bから 341度 50.6分 3,110メートルの所
 ハ Cから 52度 17.4分 1,000メートルの所
 ニ Dから 74度 17.4分 1,300メートルの所
 ホ Dから 173度 17.4分 2,000メートルの所
 ヘ Eから 120度 17.3分 1,800メートルの所
 ト Fから 139度 18.2分 1,188メートルの所
 チ Fから 139度 18.2分 2,000メートルの所
 リ Gから 137度 58.2分 1,212メートルの所
 ヌ Gから 154度 38.2分 1,000メートルの所
 ル Jから 158度 58.3分 2,000メートルの所
 ヲ Kから 130度 58.2分 700メートルの所
 ワ 住友重機械工業北側護岸の延長上でLから 90メートルの所
 カ ワを通り住友重機械工業東側護岸に平行な直線上でワから南へ 760メートルの所
 ヨ カを通り住友重機械工業南側護岸に平行な直線上でカから西へ 639メートルの所
 タ ヨを通りワカに平行な直線と住友重機械工業南側護岸との交点
 レ 住友重機械工業北側護岸上でLから 229メートルの所
 ソ 住友重機械工業北側護岸上でLから 311メートルの所
 ツ Mから 339度 38分 589.1メートルの所
 ネ Mから 338度 47分 554.7メートルの所
 ナ Mから 22度 39分 618.5メートルの所
 ラ Mから 41度 50分 406.3メートルの所
 ム Mから 44度 38分 540.8メートルの所
 ウ Mから 60度 29分 557.5メートルの所
 ノ Mから 96度 54分 844メートルの所
 オ Mから 100度 10分 818メートルの所
 ク Pから 120度 07分 569メートルの所
 ヤ Pから 128度 41分 536メートルの所
 マ Pから 144度 25分 592メートルの所
 ケ Pから 155度 33分 835メートルの所
 フ Pから 162度 30分 795メートルの所
 コ Pから 150度 42分 549メートルの所
 エ Pから 128度 27分 475メートルの所
 テ Pから 121度 04分 532メートルの所
 ア Oから 129度 59.6分 16メートルの所
 サ Oから 65度 49.6分 65メートルの所
 キ Oから 67度 29.6分 1,162メートルの所

基点H' 第二海堡灯台中心点

イ Aから 76度 14.8分 3,460メートルの所
 ロ Bから 341度 50.6分 3,110メートルの所
 ハ Cから 52度 17.4分 1,000メートルの所
 ニ Dから 74度 17.4分 1,300メートルの所
 ホ Dから 173度 17.4分 2,000メートルの所
 ヘ Eから 120度 17.3分 1,800メートルの所
 ト Fから 139度 18.2分 1,188メートルの所
 チ Fから 139度 18.2分 2,000メートルの所
 リ Gから 137度 58.2分 1,212メートルの所
 ヌ Gから 154度 38.2分 1,000メートルの所
 ル Jから 158度 58.3分 2,000メートルの所
 ヲ Kから 130度 58.2分 700メートルの所
 ワ 住友重機械工業北側護岸の延長上でLから 90メートルの所
 カ ワを通り住友重機械工業東側護岸に平行な直線上でワから南へ 760メートルの所
 ヨ カを通り住友重機械工業南側護岸に平行な直線上でカから西へ 639メートルの所
 タ ヨを通りワカに平行な直線と住友重機械工業南側護岸との交点
 レ 住友重機械工業北側護岸上でLから 229メートルの所
 ソ 住友重機械工業北側護岸上でLから 311メートルの所
 ツ Mから 339度 38分 589.1メートルの所
 ネ Mから 338度 47分 554.7メートルの所
 ナ Mから 22度 39分 618.5メートルの所
 ラ Mから 41度 50分 406.3メートルの所
 ム Mから 44度 38分 540.8メートルの所
 ウ Mから 60度 29分 557.5メートルの所
 ノ Mから 96度 54分 844メートルの所
 オ Mから 100度 10分 818メートルの所
 ク Pから 120度 07分 569メートルの所
 ヤ Pから 128度 41分 536メートルの所
 マ Pから 144度 25分 592メートルの所
 ケ Pから 155度 33分 835メートルの所
 フ Pから 162度 30分 795メートルの所
 コ Pから 150度 42分 549メートルの所
 エ Pから 128度 27分 475メートルの所
 テ Pから 121度 04分 532メートルの所
 ア Oから 129度 59.6分 16メートルの所
 サ Oから 65度 49.6分 65メートルの所
 キ Oから 67度 29.6分 1,162メートルの所

ユ Oから 74度 49.6分 1,310メートルの所
メ Oから 154度 29.6分 664メートルの所
ミ Qから 50度 23.1分の線とRから 199度 38.1分の線との交点
シ Sから 140度 07分 1メートルの所
ヒ Sから 94度 55分 11メートルの所
モ Sから 175度 08分 121メートルの所
セ Sから 179度 54分 120メートルの所
ス Sから 179度 54分 121メートルの所
イ' Sから 179度 59分 141メートルの所
ロ' Sから 181度 20分 141メートルの所
ハ' Sから 181度 31分 122メートルの所
ニ' Uから 53度 1.5分 21.8メートルの所
ホ' Uから 82度 31.5分 32メートルの所
へ' Uから 63度 31.5分 65.4メートルの所
ト' Uから 70度 1.5分 73メートルの所
チ' Uから 75度 1.5分 106メートルの所
リ' Vから 96度 11.5分 67.6メートルの所
ヌ' Wから 283度 24.4分 283.6メートルの所
ル' Wから 283度 49.4分 278.4メートルの所
ヲ' Wから 284度 31.4分 269メートルの所
ワ' Wから 285度 17.4分 259.8メートルの所
カ' Wから 286度 2.4分 250.4メートルの所
ヨ' Wから 287度 1.4分 241.2メートルの所
タ' Wから 288度 11.4分 232.2メートルの所
レ' Wから 289度 1.4分 222.8メートルの所
ソ' Wから 290度 13.4分 213.6メートルの所
ツ' Wから 291度 46.4分 205.4メートルの所
ネ' Wから 292度 59.4分 196.5メートルの所
ナ' Wから 294度 41.4分 188.2メートルの所
ラ' Wから 296度 24.4分 180メートルの所
ム' Wから 298度 4.4分 171.4メートルの所
ウ' Wから 299度 55.4分 163.2メートルの所
ノ' Wから 301度 55.4分 154.6メートルの所
オ' Wから 303度 50.4分 146メートルの所
ク' Wから 306度 57.4分 139.4メートルの所
ヤ' Wから 310度 1.4分 132.4メートルの所
マ' Wから 313度 13.4分 127.2メートルの所
ケ' Wから 314度 3.4分 126メートルの所
フ' Wから 314度 51.4分 125.1メートルの所
コ' Wから 317度 34.4分 119メートルの所

ユ Oから 74度 49.6分 1,310メートルの所
メ Oから 154度 29.6分 664メートルの所
ミ Qから 50度 23.1分の線とRから 199度 38.1分の線との交点
シ Sから 140度 07分 1メートルの所
ヒ Sから 94度 55分 11メートルの所
モ Sから 175度 08分 121メートルの所
セ Sから 179度 54分 120メートルの所
ス Sから 179度 54分 121メートルの所
イ' Sから 179度 59分 141メートルの所
ロ' Sから 181度 20分 141メートルの所
ハ' Sから 181度 31分 122メートルの所
ニ' Uから 53度 1.5分 21.8メートルの所
ホ' Uから 82度 31.5分 32メートルの所
へ' Uから 63度 31.5分 65.4メートルの所
ト' Uから 70度 1.5分 73メートルの所
チ' Uから 75度 1.5分 106メートルの所
リ' Vから 96度 11.5分 67.6メートルの所
ヌ' Wから 283度 24.4分 283.6メートルの所
ル' Wから 283度 49.4分 278.4メートルの所
ヲ' Wから 284度 31.4分 269メートルの所
ワ' Wから 285度 17.4分 259.8メートルの所
カ' Wから 286度 2.4分 250.4メートルの所
ヨ' Wから 287度 1.4分 241.2メートルの所
タ' Wから 288度 11.4分 232.2メートルの所
レ' Wから 289度 1.4分 222.8メートルの所
ソ' Wから 290度 13.4分 213.6メートルの所
ツ' Wから 291度 46.4分 205.4メートルの所
ネ' Wから 292度 59.4分 196.5メートルの所
ナ' Wから 294度 41.4分 188.2メートルの所
ラ' Wから 296度 24.4分 180メートルの所
ム' Wから 298度 4.4分 171.4メートルの所
ウ' Wから 299度 55.4分 163.2メートルの所
ノ' Wから 301度 55.4分 154.6メートルの所
オ' Wから 303度 50.4分 146メートルの所
ク' Wから 306度 57.4分 139.4メートルの所
ヤ' Wから 310度 1.4分 132.4メートルの所
マ' Wから 313度 13.4分 127.2メートルの所
ケ' Wから 314度 3.4分 126メートルの所
フ' Wから 314度 51.4分 125.1メートルの所
コ' Wから 317度 34.4分 119メートルの所

エ' Wから 321度 16.4分 112.2メートルの所
テ' Wから 325度 18.4分 105.1メートルの所
ア' Wから 325度 51.4分 104.8メートルの所
サ' Wから 329度 59.4分 103.3メートルの所
キ' Wから 347度 37.4分 96.6メートルの所
ユ' Wから 333度 57.4分 38.5メートルの所
メ' Wから 290度 38.4分 14.8メートルの所
ミ' Wから 180度 26.4分 16.1メートルの所
シ' Wから 148度 36.4分 22.5メートルの所
ヒ' Wから 119度 55.4分 36.3メートルの所
モ' Wから 109度 33.4分 45.8メートルの所
セ' Wから 95度 16.4分 49.5メートルの所
ス' Iから 139度 8.4分 252メートルの所
a Gから 154度 13.4分 110メートルの所
b aから 86度 8.4分 395メートルの所
c bから 359度 8.4分 546メートルの所
d cから 60度 8.4分 293メートルの所
e dから 329度 48.4分 100メートルの所
f eから 239度 48.4分 280メートルの所
g fから 330度 28.4分 424メートルの所
h gから 269度 38.4分 534メートルの所
i メとユを結んだ直線上でメから 243メートルの所
j Xから 214度 07分 570メートルの所
k Xから 219度 18分 609メートルの所
l Xから 199度 05分 1,174メートルの所
m Xから 194度 52分 1,362メートルの所
n Xから 194度 22分 1,749メートルの所
o 横須賀市大津一丁目三春・大津護岸の屈曲部天端中央から護岸上西へ 310メートルの所
p Yから 30度 03分 598.4メートルの所
q Yから 27度 14分 578.7メートルの所
r Yから 25度 53分 600.7メートルの所
s Yから 25度 40分 605.5メートルの所
t Yから 25度 28分 610.3メートルの所
u Yから 25度 17分 615.2メートルの所
v Yから 25度 06分 620.1メートルの所
w Yから 24度 56分 625.1メートルの所
x Yから 24度 47分 630.1メートルの所
y Yから 24度 38分 635.2メートルの所
z Yから 24度 30分 640.3メートルの所
a' Yから 24度 23分 645.4メートルの所

エ' Wから 321度 16.4分 112.2メートルの所
テ' Wから 325度 18.4分 105.1メートルの所
ア' Wから 325度 51.4分 104.8メートルの所
サ' Wから 329度 59.4分 103.3メートルの所
キ' Wから 347度 37.4分 96.6メートルの所
ユ' Wから 333度 57.4分 38.5メートルの所
メ' Wから 290度 38.4分 14.8メートルの所
ミ' Wから 180度 26.4分 16.1メートルの所
シ' Wから 148度 36.4分 22.5メートルの所
ヒ' Wから 119度 55.4分 36.3メートルの所
モ' Wから 109度 33.4分 45.8メートルの所
セ' Wから 95度 16.4分 49.5メートルの所
ス' Iから 139度 8.4分 252メートルの所
a Gから 154度 13.4分 110メートルの所
b aから 86度 8.4分 395メートルの所
c bから 359度 8.4分 546メートルの所
d cから 60度 8.4分 293メートルの所
e dから 329度 48.4分 100メートルの所
f eから 239度 48.4分 280メートルの所
g fから 330度 28.4分 424メートルの所
h gから 269度 38.4分 534メートルの所
i メとユを結んだ直線上でメから 243メートルの所
j Xから 214度 07分 570メートルの所
k Xから 219度 18分 609メートルの所
l Xから 199度 05分 1,174メートルの所
m Xから 194度 52分 1,362メートルの所
n Xから 194度 22分 1,749メートルの所
o 横須賀市大津一丁目三春・大津護岸の屈曲部天端中央から護岸上西へ 310メートルの所
p Yから 30度 03分 598.4メートルの所
q Yから 27度 14分 578.7メートルの所
r Yから 25度 53分 600.7メートルの所
s Yから 25度 40分 605.5メートルの所
t Yから 25度 28分 610.3メートルの所
u Yから 25度 17分 615.2メートルの所
v Yから 25度 06分 620.1メートルの所
w Yから 24度 56分 625.1メートルの所
x Yから 24度 47分 630.1メートルの所
y Yから 24度 38分 635.2メートルの所
z Yから 24度 30分 640.3メートルの所
a' Yから 24度 23分 645.4メートルの所

b' Yから 24度 17分 650.6メートルの所
c' Yから 24度 11分 655.7メートルの所
d' Yから 24度 09分 657.9メートルの所
e' Yから 23度 43分 683.4メートルの所
f' Yから 23度 39分 683.3メートルの所
g' Yから 22度 40分 752.2メートルの所
h' Yから 21度 55分 785.2メートルの所
i' Zから 80度 59分 451.7メートルの所
j' Zから 81度 02分 452メートルの所
k' Zから 83度 34分 432.8メートルの所
l' Zから 87度 43分 437.1メートルの所
m' Zから 87度 53分 430メートルの所
n' Zから 83度 13分 425.3メートルの所
o' Zから 80度 29分 446.1メートルの所
p' Zから 78度 37分 419.1メートルの所
q' Zから 67度 23分 377.9メートルの所
r' Zから 66度 20分 375.5メートルの所
s' Zから 65度 15分 373.6メートルの所
t' Zから 64度 09分 372.4メートルの所
u' Zから 63度 02分 371.8メートルの所
v' Zから 61度 54分 371.9メートルの所
w' Zから 50度 13分 383.8メートルの所
x' Zから 48度 22分 341.4メートルの所
y' Zから 42度 59分 352.7メートルの所
z' Zから 41度 43分 356.2メートルの所
あ Zから 40度 29分 360.1メートルの所
い Zから 30度 27分 405.6メートルの所
う Zから 28度 28分 413.9メートルの所
え Zから 27度 46分 419.5メートルの所
お Zから 27度 13分 425.7メートルの所
か Zから 26度 47分 432.5メートルの所
き Zから 26度 29分 439.7メートルの所
く Zから 26度 20分 447.1メートルの所
け Zから 26度 19分 454.6メートルの所
こ Zから 26度 51分 503.9メートルの所
さ C'から 19度 45分 666メートルの所
し C'から 16度 31分 670メートルの所
す C'から 12度 41分 563メートルの所
せ C'から 6度 06分 596メートルの所
そ C'から 340度 07分 496メートルの所

b' Yから 24度 17分 650.6メートルの所
c' Yから 24度 11分 655.7メートルの所
d' Yから 24度 09分 657.9メートルの所
e' Yから 23度 43分 683.4メートルの所
f' Yから 23度 39分 683.3メートルの所
g' Yから 22度 40分 752.2メートルの所
h' Yから 21度 55分 785.2メートルの所
i' Zから 80度 59分 451.7メートルの所
j' Zから 81度 02分 452メートルの所
k' Zから 83度 34分 432.8メートルの所
l' Zから 87度 43分 437.1メートルの所
m' Zから 87度 53分 430メートルの所
n' Zから 83度 13分 425.3メートルの所
o' Zから 80度 29分 446.1メートルの所
p' Zから 78度 37分 419.1メートルの所
q' Zから 67度 23分 377.9メートルの所
r' Zから 66度 20分 375.5メートルの所
s' Zから 65度 15分 373.6メートルの所
t' Zから 64度 09分 372.4メートルの所
u' Zから 63度 02分 371.8メートルの所
v' Zから 61度 54分 371.9メートルの所
w' Zから 50度 13分 383.8メートルの所
x' Zから 48度 22分 341.4メートルの所
y' Zから 42度 59分 352.7メートルの所
z' Zから 41度 43分 356.2メートルの所
あ Zから 40度 29分 360.1メートルの所
い Zから 30度 27分 405.6メートルの所
う Zから 28度 28分 413.9メートルの所
え Zから 27度 46分 419.5メートルの所
お Zから 27度 13分 425.7メートルの所
か Zから 26度 47分 432.5メートルの所
き Zから 26度 29分 439.7メートルの所
く Zから 26度 20分 447.1メートルの所
け Zから 26度 19分 454.6メートルの所
こ Zから 26度 51分 503.9メートルの所
さ C'から 19度 45分 666メートルの所
し C'から 16度 31分 670メートルの所
す C'から 12度 41分 563メートルの所
せ C'から 6度 06分 596メートルの所
そ C'から 340度 07分 496メートルの所

た C'から 339 度 47 分 515 メートルの所
ち C'から 338 度 34 分 533 メートルの所
つ C'から 337 度 59 分 564 メートルの所
て C'から 336 度 57 分 668 メートルの所
と C'から 337 度 00 分 675 メートルの所
な C'から 335 度 05 分 672 メートルの所
に C'から 334 度 04 分 671 メートルの所
ぬ Wから 43 度 39 分 634 メートルの所
ね Wから 43 度 01 分 646 メートルの所
の Wから 42 度 33 分 657 メートルの所
は Wから 37 度 03 分 626 メートルの所
ひ Wから 30 度 33 分 857 メートルの所
ふ Wから 34 度 58 分 876 メートルの所
へ Wから 32 度 36 分 976 メートルの所
ほ Wから 32 度 02 分 1,015 メートルの所
ま Wから 31 度 33 分 1,060 メートルの所
み Wから 30 度 33 分 1,117 メートルの所
む E'から F'を見通した線上で E'から 340 メートルの所
め E'から 4 度 42 分 341 メートルの所
も E'から 150 度 45 分 57 メートルの所
や E'から 203 度 44 分 55 メートルの所
ゆ E'から 270 度 00 分 28 メートルの所
よ Yから 125 度 09 分 254.1 メートルの所
ら Yから 123 度 51 分 245 メートルの所
り Yから 121 度 55 分 235.6 メートルの所
る Yから 119 度 34 分 227.6 メートルの所
れ Yから 116 度 49 分 221.3 メートルの所
ろ Yから 113 度 58 分 217.3 メートルの所
わ Yから 113 度 11 分 212.3 メートルの所
を Yから 98 度 09 分 208.5 メートルの所
あ' Yから 97 度 16 分 212.3 メートルの所
い' Yから 84 度 44 分 221.4 メートルの所
う' Yから 83 度 35 分 219.1 メートルの所
え' Yから 71 度 05 分 242.2 メートルの所
お' Yから 70 度 48 分 247 メートルの所
か' Yから 62 度 10 分 274.9 メートルの所
き' Yから 61 度 08 分 274.5 メートルの所
く' Yから 57 度 59 分 288.5 メートルの所
け' Yから 54 度 22 分 317.9 メートルの所
こ' Yから 54 度 43 分 326 メートルの所

た C'から 339 度 47 分 515 メートルの所
ち C'から 338 度 34 分 533 メートルの所
つ C'から 337 度 59 分 564 メートルの所
て C'から 336 度 57 分 668 メートルの所
と C'から 337 度 00 分 675 メートルの所
な C'から 335 度 05 分 672 メートルの所
に C'から 334 度 04 分 671 メートルの所
ぬ Wから 43 度 39 分 634 メートルの所
ね Wから 43 度 01 分 646 メートルの所
の Wから 42 度 33 分 657 メートルの所
は Wから 37 度 03 分 626 メートルの所
ひ Wから 30 度 33 分 857 メートルの所
ふ Wから 34 度 58 分 876 メートルの所
へ Wから 32 度 36 分 976 メートルの所
ほ Wから 32 度 02 分 1,015 メートルの所
ま Wから 31 度 33 分 1,060 メートルの所
み Wから 30 度 33 分 1,117 メートルの所
む E'から F'を見通した線上で E'から 340 メートルの所
め E'から 4 度 42 分 341 メートルの所
も E'から 150 度 45 分 57 メートルの所
や E'から 203 度 44 分 55 メートルの所
ゆ E'から 270 度 00 分 28 メートルの所
よ Yから 125 度 09 分 254.1 メートルの所
ら Yから 123 度 51 分 245 メートルの所
り Yから 121 度 55 分 235.6 メートルの所
る Yから 119 度 34 分 227.6 メートルの所
れ Yから 116 度 49 分 221.3 メートルの所
ろ Yから 113 度 58 分 217.3 メートルの所
わ Yから 113 度 11 分 212.3 メートルの所
を Yから 98 度 09 分 208.5 メートルの所
あ' Yから 97 度 16 分 212.3 メートルの所
い' Yから 84 度 44 分 221.4 メートルの所
う' Yから 83 度 35 分 219.1 メートルの所
え' Yから 71 度 05 分 242.2 メートルの所
お' Yから 70 度 48 分 247 メートルの所
か' Yから 62 度 10 分 274.9 メートルの所
き' Yから 61 度 08 分 274.5 メートルの所
く' Yから 57 度 59 分 288.5 メートルの所
け' Yから 54 度 22 分 317.9 メートルの所
こ' Yから 54 度 43 分 326 メートルの所

さ' Yから 51度 55分 365メートルの所
し' Yから 50度 58分 372.4メートルの所
す' Yから 49度 25分 383.9メートルの所
せ' Yから 49度 55分 386.7メートルの所
そ' G'から 171度 33分 68.5メートルの所
た' G'から 219度 22分 183.5メートルの所
ち' G'から 241度 21分 472.1メートルの所
つ' G'から 239度 44分 467.2メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ツからオまでの方位はMからNを見通した線を、クからテまでの方位はPからOを見通した線を、シからハ'までの方位はSからTを見通した線を、jからnまでの方位はXからPを見通した線を、pからh'まで及びよからせ'までの方位はYからB'を見通した線を、i'からこまでの方位はZからA'を見通した線を、さからにまでの方位はC'からD'を見通した線を、ぬからみまでの方位はWからD'を見通した線を、むからゆまでの方位はE'からF'を見通した線を、そ'からつ'までの方位はG'からH'を見通した線を、それぞれ0度として右回りとする。)

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌル、ルヲ及びヲKの13直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Lワ、ワカ、カヨ及びヨタの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、レソの直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ツネ、ネナ、ナラ、ラム、ムウ、ウノ及びノオの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、クヤ、ヤマ、マケ、ケフ、フコ、コエ及びエテの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、アサ、サキ、キユ及びユメの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Qミ及びミRの2直線と横須賀市走水港伊勢山崎地先防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、シヒ、ヒモ及びモセの3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ニ'ホ'、ホ'へ'、へ'ト'、ト'チ'、チ'リ'、リ'ヌ'、ヌ'ル'、ル'ヲ'、ヲ'ワ'、ワ'カ'、カ'ヨ'、ヨ'タ'、タ'レ'、レ'ソ'、ソ'ツ'、ツ'ネ'、ネ'ナ'、ナ'ラ'、ラ'ム'、ム'ウ'、ウ'ノ'、ノ'オ'、オ'ク'、ク'ヤ'、ヤ'マ'、マ'ケ'、ケ'フ'、フ'コ'、コ'エ'、エ'テ'、テ'ア'、ア'サ'、サ'キ'、キ'ユ'、ユ'メ'、メ'ミ'、ミ'シ'、シ'ヒ'、ヒ'モ'及びモ'セ'の40直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Iス'、ス'a、a b、b c、c d、d e、e f、f g、g h及びh Hの10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、メ i、i j、j k、k l、l m、m n及びNOの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、p q、q r、r s、s t、t u、u v、v w、w x、x y、y z、z a'、a'b'、b'c'、c'd'、d'e'、e'f'、f'g'及びg'h'の18直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、i'j'、j'k'、k'l'、l'm'、m'n'、n'o'、o'p'、p'q'、q'r'、r's'、s't'、t'u'、u'v'、v'w'、w'x'、x'y'、y'z'、z'あ、あい、いう、うえ、えお、おか、かき、きく、くけ及びけこの27直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、さし、しす、すせ、せそ、そた、たち、ちつ、つて、てと、とな、なに、にぬ、ぬね、ねの、のは、はひ、ひふ、ふへ、へほ、ほま、まみ及びみHの22直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、むめ、めも、もや及びや

さ' Yから 51度 55分 365メートルの所
し' Yから 50度 58分 372.4メートルの所
す' Yから 49度 25分 383.9メートルの所
せ' Yから 49度 55分 386.7メートルの所
そ' G'から 171度 33分 68.5メートルの所
た' G'から 219度 22分 183.5メートルの所
ち' G'から 241度 21分 472.1メートルの所
つ' G'から 239度 44分 467.2メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ツからオまでの方位はMからNを見通した線を、クからテまでの方位はPからOを見通した線を、シからハ'までの方位はSからTを見通した線を、jからnまでの方位はXからPを見通した線を、pからh'まで及びよからせ'までの方位はYからB'を見通した線を、i'からこまでの方位はZからA'を見通した線を、さからにまでの方位はC'からD'を見通した線を、ぬからみまでの方位はWからD'を見通した線を、むからゆまでの方位はE'からF'を見通した線を、そ'からつ'までの方位はG'からH'を見通した線を、それぞれ0度として右回りとする。)

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌル、ルヲ及びヲKの13直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Lワ、ワカ、カヨ及びヨタの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、レソの直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ツネ、ネナ、ナラ、ラム、ムウ、ウノ及びノオの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、クヤ、ヤマ、マケ、ケフ、フコ、コエ及びエテの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、アサ、サキ、キユ及びユメの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Qミ及びミRの2直線と横須賀市走水港伊勢山崎地先防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、シヒ、ヒモ及びモセの3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ニ'ホ'、ホ'へ'、へ'ト'、ト'チ'、チ'リ'、リ'ヌ'、ヌ'ル'、ル'ヲ'、ヲ'ワ'、ワ'カ'、カ'ヨ'、ヨ'タ'、タ'レ'、レ'ソ'、ソ'ツ'、ツ'ネ'、ネ'ナ'、ナ'ラ'、ラ'ム'、ム'ウ'、ウ'ノ'、ノ'オ'、オ'ク'、ク'ヤ'、ヤ'マ'、マ'ケ'、ケ'フ'、フ'コ'、コ'エ'、エ'テ'、テ'ア'、ア'サ'、サ'キ'、キ'ユ'、ユ'メ'、メ'ミ'、ミ'シ'、シ'ヒ'、ヒ'モ'及びモ'セ'の40直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Iス'、ス'a、a b、b c、c d、d e、e f、f g、g h及びh Hの10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、メ i、i j、j k、k l、l m、m n及びNOの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、p q、q r、r s、s t、t u、u v、v w、w x、x y、y z、z a'、a'b'、b'c'、c'd'、d'e'、e'f'、f'g'及びg'h'の18直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、i'j'、j'k'、k'l'、l'm'、m'n'、n'o'、o'p'、p'q'、q'r'、r's'、s't'、t'u'、u'v'、v'w'、w'x'、x'y'、y'z'、z'あ、あい、いう、うえ、えお、おか、かき、きく、くけ及びけこの27直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、さし、しす、すせ、せそ、そた、たち、ちつ、つて、てと、とな、なに、にぬ、ぬね、ねの、のは、はひ、ひふ、ふへ、へほ、ほま、まみ及びみHの22直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、むめ、めも、もや及びや

ゆ の 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、よら、らり、りる、るれ、れろ、ろわ、わを、をあ'、あい'、いう'、う'え'、え'お'、お'か'、か'き'、き'く'、く'け'、け'こ'、こ'さ'、さ'し'、し'す'、及び す'せ'の 21 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに そ'た'、た'ち'及び ち'つ'の 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 条件 小型定置漁業の漁具の設置場所は、横須賀市長沢と同市野比との境界から 158 度 58.3 分の線以北とすること。

オ 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

ゆ の 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、よら、らり、りる、るれ、れろ、ろわ、わを、をあ'、あい'、いう'、う'え'、え'お'、お'か'、か'き'、き'く'、く'け'、け'こ'、こ'さ'、さ'し'、し'す'、及び す'せ'の 21 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに そ'た'、た'ち'及び ち'つ'の 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 小型定置漁業の漁具の設置場所は、横須賀市長沢と同市野比との境界から 158 度 58.3 分の線以北とすること。

オ 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。

<表示例>

B から 28 度 240 メートルの所（北緯 35 度 24 分 14.342 秒 東経 139 度 18 分 9.4 秒）

新漁業権の内容（案）	現行漁業権の内容																		
<p>漁業権の公示番号 <u>共第3号</u></p> <p>ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <table border="1" data-bbox="240 279 1258 443"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二種共同漁業</td> <td>小型定置ます網漁業</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>小型定置猪口網漁業</td> <td>同</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 漁場の位置 横須賀市長沢から三浦市南下浦町金田までの地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 横須賀市長沢と同市野比との境界</p> <p>基点B 横須賀市津久井と三浦市南下浦町上宮田との境界線と最大高潮時海岸線との 交点</p> <p>基点C 三浦市南下浦町金田 81番地先の岩礁にある石柱</p> <p>基点D 三浦市南下浦町金田と同市南下浦町松輪との境界線と最大高潮時海岸線との 交点</p> <p>基点E 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上</p> <p>イ Aから 158度 58.3分 2,000メートルの所</p> <p>ロ Bから 134度 18.4分 1,650メートルの所</p> <p>ハ Cから 79度 52.4分 2,550メートルの所</p> <p>ニ Eから 91度 19.6分 1,000メートルの所 (方位は、真方位による。)</p> <p>区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニE及びEDの6直線と最大高潮時海岸線とによ って囲まれた区域</p> <p>エ 条件 なし</p> <p>オ 関係地区 横須賀市長沢及び津久井並びに三浦市南下浦町上宮田、南下浦町菊名及び南下 浦町金田</p>	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	1月1日から12月31日まで	同	小型定置猪口網漁業	同	<p>漁業権の公示番号 <u>共第2号</u></p> <p>ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <table border="1" data-bbox="1584 279 2602 443"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二種共同漁業</td> <td>小型定置ます網漁業</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>小型定置猪口網漁業</td> <td>同</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 漁場の位置 横須賀市長沢から三浦市南下浦町金田までの地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 横須賀市長沢と同市野比との境界</p> <p>基点B 横須賀市津久井と三浦市南下浦町上宮田との境界線と最大高潮時海岸線との 交点</p> <p>基点C 三浦市南下浦町金田 81番地先の岩礁にある石柱</p> <p>基点D 三浦市南下浦町金田と同市南下浦町松輪との境界線と最大高潮時海岸線との 交点</p> <p>基点E 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上</p> <p>イ Aから 158度 58.3分 2,000メートルの所</p> <p>ロ Bから 134度 18.4分 1,650メートルの所</p> <p>ハ Cから 79度 52.4分 2,550メートルの所</p> <p>ニ Eから 91度 19.6分 1,000メートルの所 (方位は、真方位による。)</p> <p>区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニE及びEDの6直線と最大高潮時海岸線とによ って囲まれた区域</p> <p>エ <u>制限又は条件</u> なし</p> <p>オ 関係地区 横須賀市長沢及び津久井並びに三浦市南下浦町上宮田、南下浦町菊名及び南下 浦町金田</p>	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	1月1日から12月31日まで	同	小型定置猪口網漁業	同
漁業種類	漁業の名称	漁業時期																	
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	1月1日から12月31日まで																	
同	小型定置猪口網漁業	同																	
漁業種類	漁業の名称	漁業時期																	
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	1月1日から12月31日まで																	
同	小型定置猪口網漁業	同																	

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。
 <表示例>
 Bから 28度 240メートルの所（北緯 35度 24分 14.342秒 東経 139度 18分 9.4秒）

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第4号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	ばかがい漁業	同
同	たいらぎ漁業	同
同	<u>はまぐり漁業</u>	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	だんべいきさご漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦市南下浦町上宮田から同市南下浦町金田までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 三浦市南下浦町上宮田と横須賀市津久井との境界線と最大高潮時海岸線との
交点

基点B 三浦市南下浦町上宮田と同市南下浦町菊名との境界線と最大高潮時海岸線と
の交点

基点C 三浦市南下浦町金田字唐池 1,923 番の山林

基点D 三浦市南下浦町金田字入池 2,516 番地先の岩礁に設置した木くい

基点E 三浦市南下浦町金田と同市南下浦町松輪との境界線と最大高潮時海岸線との
交点

基点F 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上

イ Aから 130度 58.2分 700メートルの所

ロ Bから 103度 18.4分 1,000メートルの所

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第3号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	ばかがい漁業	同
同	たいらぎ漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	だんべいきさご漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦市南下浦町上宮田から同市南下浦町金田までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 三浦市南下浦町上宮田と横須賀市津久井との境界線と最大高潮時海岸線との
交点

基点B 三浦市南下浦町上宮田と同市南下浦町菊名との境界線と最大高潮時海岸線と
の交点

基点C 三浦市南下浦町金田字唐池 1,923 番の山林

基点D 三浦市南下浦町金田字入池 2,516 番地先の岩礁に設置した木くい

基点E 三浦市南下浦町金田と同市南下浦町松輪との境界線と最大高潮時海岸線との
交点

基点F 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上

イ Aから 130度 58.2分 700メートルの所

ロ Bから 103度 18.4分 1,000メートルの所

<p>ハ Cから 63度 49.6分 1,040メートルの所 ニ Dから 56度 4.6分 800メートルの所 ホ Fから 91度 19.6分 1,000メートルの所 (方位は、真方位による。)</p> <p>区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホF及びFEの7直線と最大高潮時海岸線 とによって囲れた区域ま</p> <p>エ 条件 なし</p> <p>オ 関係地区 三浦市南下浦町上宮田、南下浦町菊名及び南下浦町金田</p>	<p>ハ Cから 63度 49.6分 1,040メートルの所 ニ Dから 56度 4.6分 800メートルの所 ホ Fから 91度 19.6分 1,000メートルの所 (方位は、真方位による。)</p> <p>区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホF及びFEの7直線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域</p> <p>エ <u>制限又は条件</u> なし</p> <p>オ 関係地区 三浦市南下浦町上宮田、南下浦町菊名及び南下浦町金田</p>
--	---

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。
<表示例>
Bから 28度 240メートルの所 (北緯 35度 24分 14.342秒 東経 139度 18分 9.4秒)

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第5号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	ことじつのまた漁業	同
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪から同市三崎町城ヶ島までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 三浦市南下浦町松輪と同市南下浦町金田との境界線と最大高潮時海岸線との
交点

基点B 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上

基点C 三浦市劔崎灯台南角

基点D 三浦市南下浦町毘沙門字尾楚二子鼻

基点E 三浦市南下浦町毘沙門と同市三崎町六合との境界線と最大高潮時海岸線との
交点

基点F 三浦市安房埼東端

基点G 三浦市灘ヶ埼西端

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第4号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	ことじつのまた漁業	同
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪から同市三崎町城ヶ島までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 三浦市南下浦町松輪と同市南下浦町金田との境界線と最大高潮時海岸線との
交点

基点B 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上

基点C 三浦市劔崎灯台南角

基点D 三浦市南下浦町毘沙門字尾楚二子鼻

基点E 三浦市南下浦町毘沙門と同市三崎町六合との境界線と最大高潮時海岸線との
交点

基点F 三浦市安房埼東端

基点G 三浦市灘ヶ埼西端

基点H 三浦市舞子島の東側にある稲荷^{ほこら}祠
 基点I 三浦市三崎と同市白石町との境界
 基点J 三浦市三崎漁港（以下「三崎漁港」という。）南防波堤にあった旧居島灯台中心点
 基点K 三浦市晴海町通り矢物揚場東南角
 基点L 三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島防波護岸北東角
 基点M 三崎漁港西口北内防波堤にある旧灯台台座の中心点
 イ Bから 91度19.6分 1,000メートルの所
 ロ Cから 109度19.5分 2,600メートルの所
 ハ Dから 31度57.5分 161メートルの所
 ニ ハから三浦市横瀬島東端を見通した線上で横瀬島東端から南へ 800メートルの所
 ホ Eから 254度19.3分 127メートルの所
 ヘ ホから 176度19.3分 1,090メートルの所
 ト Fから 154度19.3分 1,040メートルの所
 チ Fから 194度19.3分 1,200メートルの所
 リ Gから 196度19.3分 1,500メートルの所
 ヌ Hから 269度19.3分 1,000メートルの所
 ル Jから 320度56分の線とヌヨとの交点
 ヲ Jから 342度48分の線とワカとの交点
 ワ Jから 6度42分の線と三崎漁港西口南内防波堤との交点
 カ Jから 282度 32分 103メートルの所
 ヨ Iから 240度 33分 450メートルの所
 タ GからHを見通した線上でGから 280メートルの所
 （方位は、真方位による。ただし、ルからカまでの方位は、JからMを見通した線を0度として右回りとする。）
 区域 上記のAB、BI、イロ、ロニ、ニヘ、ヘト、トチ、チリ、リヌ、ヌヨ、ヨタ及びタMの12直線と最大高潮時海岸線及び三崎漁港西口北内防波堤とによって囲まれた区域。ただし、MTa、タヨ、ヨル、ルヲ、ヲワ及びKLの6直線と最大高潮時海岸線、三崎漁港西口北内防波堤及び三崎漁港西口南内防波堤とによって囲まれた区域を除く。
 エ 条件 なし
 オ 関係地区 三浦市南下浦町松輪、南下浦町毘沙門、宮川町、晴海町、向ヶ崎町及び三崎町城ヶ島

基点H 三浦市舞子島の東側にある稲荷^{ほこら}祠
 基点I 三浦市三崎と同市白石町との境界
 基点J 三浦市三崎漁港（以下「三崎漁港」という。）南防波堤にあった旧居島灯台中心点
 基点K 三浦市晴海町通り矢物揚場東南角
 基点L 三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島防波護岸北東角
 基点M 三崎漁港西口北内防波堤にある旧灯台台座の中心点
 イ Bから 91度19.6分 1,000メートルの所
 ロ Cから 109度19.5分 2,600メートルの所
 ハ Dから 31度57.5分 161メートルの所
 ニ ハから三浦市横瀬島東端を見通した線上で横瀬島東端から南へ 800メートルの所
 ホ Eから 254度19.3分 127メートルの所
 ヘ ホから 176度19.3分 1,090メートルの所
 ト Fから 154度19.3分 1,040メートルの所
 チ Fから 194度19.3分 1,200メートルの所
 リ Gから 196度19.3分 1,500メートルの所
 ヌ Hから 269度19.3分 1,000メートルの所
 ル Jから 320度56分の線とヌヨとの交点
 ヲ Jから 342度48分の線とワカとの交点
 ワ Jから 6度42分の線と三崎漁港西口南内防波堤との交点
 カ Jから 282度 32分 103メートルの所
 ヨ Iから 240度 33分 450メートルの所
 タ GからHを見通した線上でGから 280メートルの所
 （方位は、真方位による。ただし、ルからカまでの方位は、JからMを見通した線を0度として右回りとする。）
 区域 上記のAB、BI、イロ、ロニ、ニヘ、ヘト、トチ、チリ、リヌ、ヌヨ、ヨタ及びタMの12直線と最大高潮時海岸線及び三崎漁港西口北内防波堤とによって囲まれた区域。ただし、MTa、タヨ、ヨル、ルヲ、ヲワ及びKLの6直線と最大高潮時海岸線、三崎漁港西口北内防波堤及び三崎漁港西口南内防波堤とによって囲まれた区域を除く。
 エ 制限又は条件 なし
 オ 関係地区 三浦市南下浦町松輪、南下浦町毘沙門、宮川町、晴海町、向ヶ崎町及び三崎町城ヶ島

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。
 <表示例>
 Bから 28度 240メートルの所（北緯 35度 24分 14.342秒 東経 139度 18分 9.4秒）

新漁業権の内容（案）	現行漁業権の内容												
<p>漁業権の公示番号 <u>共第6号</u></p> <p>ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <table border="1" data-bbox="240 279 1258 394"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二種共同漁業</td> <td>固定式刺網漁業</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 漁場の位置 三浦市劔埼地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 三浦市劔埼灯台南角</p> <p>イ Aから 109度19.5分 2,600メートルの所</p> <p>ロ Aから 109度19.5分 3,900メートルの所</p> <p>ハ Aから 111度19.5分 4,900メートルの所</p> <p>ニ Aから 119度2.7分 4,900メートルの所</p> <p>ホ Aから 119度2.7分 2,600メートルの所</p> <p>（方位は、真方位による。）</p> <p>区域 上記のイロ、ロハ、ハニ、ニホ及びホイの5直線によって囲まれた区域。</p> <p>エ 条件 なし</p> <p>オ 関係地区 三浦市南下浦町松輪</p>	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで	<p>漁業権の公示番号 <u>共第5号</u></p> <p>ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <table border="1" data-bbox="1587 279 2605 394"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二種共同漁業</td> <td>固定式刺網漁業</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 漁場の位置 三浦市劔埼地先</p> <p>ウ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 三浦市劔埼灯台南角</p> <p>イ Aから 109度19.5分 2,600メートルの所</p> <p>ロ Aから 109度19.5分 3,900メートルの所</p> <p>ハ Aから 111度19.5分 4,900メートルの所</p> <p>ニ Aから 119度2.7分 4,900メートルの所</p> <p>ホ Aから 119度2.7分 2,600メートルの所</p> <p>（方位は、真方位による。）</p> <p>区域 上記のイロ、ロハ、ハニ、ニホ及びホイの5直線によって囲まれた区域。</p> <p>エ <u>制限又は条件</u> なし</p> <p>オ 関係地区 三浦市南下浦町松輪</p>	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで
漁業種類	漁業の名称	漁業時期											
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで											
漁業種類	漁業の名称	漁業時期											
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで											

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。

<表示例>

Bから28度240メートルの所（北緯35度24分14.342秒 東経139度18分9.4秒）

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第7号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あさり漁業	同
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	しゃこ漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦市三崎五丁目から同市初声町和田までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 三浦市三崎漁港（以下「三崎漁港」という。）南防波堤にあった旧居島灯台中心点

基点B 三崎漁港西口北内防波堤にある旧灯台台座の中心点

基点C 三浦市三崎と同市白石町との境界

基点D 三浦市舞子島の東側にある稲荷^{ほこら}祠

基点E 三浦市三崎町諸磯字浜ノ原 1,891 番

基点F 三浦市初声町三戸にある丸山頂上

基点G 横須賀市長井に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 113 号）から 213 度 57.1 分の線と最大高潮時海岸線との交点

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第6号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あさり漁業	同
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	しゃこ漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦市三崎五丁目から同市初声町和田までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 三浦市三崎漁港（以下「三崎漁港」という。）南防波堤にあった旧居島灯台中心点

基点B 三崎漁港西口北内防波堤にある旧灯台台座の中心点

基点C 三浦市三崎と同市白石町との境界

基点D 三浦市舞子島の東側にある稲荷^{ほこら}祠

基点E 三浦市三崎町諸磯字浜ノ原 1,891 番

基点F 三浦市初声町三戸にある丸山頂上

基点G 横須賀市長井に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 113 号）から 213 度 57.1 分の線と最大高潮時海岸線との交点

基点H 横須賀市荒埼鼻

基点I 三浦市三崎町小網代字名向崎 1,022 番地先の埋立地護岸西側角から 54 度 25.6 分 19.06 メートルの所

基点J 三崎漁港南防波堤灯台中心点

基点K 三崎漁港海外 2 号防波堤北西角

基点L 三浦市白石町 21 番地にある三浦市防災行政無線塔NO.6 中心点

イ AからBを見通した線を 0 度として右回りにAから 316 度 46 分 715 メートルの所

ロ AからBを見通した線を 0 度として右回りにAから 320 度 56 分の線と直線ハヌとの交点

ハ Dから 269 度 19.3 分 1,000 メートルの所

ニ Eから 292 度 19.3 分 1,000 メートルの所

ホ Fから 277 度 19.3 分 800 メートルの所

へ Hから 167 度 57.1 分 1,240 メートルの所

ト Gから 213 度 57.1 分 700 メートルの所

チ Iから 28 度 3.6 分 171.3 メートルの所

リ Iから 74 度 48.6 分 89.7 メートルの所

ヌ Cから 233 度 49.3 分 450 メートルの所

ル Jから 356 度 54 分 320 メートルの所

ヲ Jから 301 度 44 分 466 メートルの所

ワ Jから 301 度 56 分 467 メートルの所

カ Jから 289 度 40 分 623 メートルの所

ヨ Jから 293 度 07 分 819 メートルの所

タ Kから 61 度 15 分 1,003 メートルの所

レ Kから 50 度 23 分 1,031 メートルの所

ソ Kから 34 度 23 分 912 メートルの所

ツ Kから 52 度 46 分 437 メートルの所

ネ Kから 14 度 06 分 364 メートルの所

ナ Kから 13 度 41 分 335 メートルの所

ラ Kから 12 度 51 分 336 メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ルからヨまでの方位は、JからLを見通した線を、タからラまでの方位はKからLを見通した線を、それぞれ 0 度として右回りする。)

区域 上記のイロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト及びトGの 7 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、チリの直線以東の油壺湾の海面及びルヲ、ヲワ、ワカ、カヨ、ヨタ、タレ、レソ、ソツ、ツネ、ネナ及びナラの 11 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 条件 なし

オ 関係地区 三浦市三崎一丁目から三崎五丁目まで、岬陽町、原町、栄町、城山町、東岡町、天神町、諏訪町、白石町、海外町、三崎町諸磯、三崎町小網代、初声町下宮田、

基点H 横須賀市荒埼鼻

基点I 三浦市三崎町小網代字名向崎 1,022 番地先の埋立地護岸西側角から 54 度 25.6 分 19.06 メートルの所

基点J 三崎漁港南防波堤灯台中心点

基点K 三崎漁港海外 2 号防波堤北西角

基点L 三浦市白石町 21 番地にある三浦市防災行政無線塔NO.6 中心点

イ AからBを見通した線を 0 度として右回りにAから 316 度 46 分 715 メートルの所

ロ AからBを見通した線を 0 度として右回りにAから 320 度 56 分の線と直線ハヌとの交点

ハ Dから 269 度 19.3 分 1,000 メートルの所

ニ Eから 292 度 19.3 分 1,000 メートルの所

ホ Fから 277 度 19.3 分 800 メートルの所

へ Hから 167 度 57.1 分 1,240 メートルの所

ト Gから 213 度 57.1 分 700 メートルの所

チ Iから 28 度 3.6 分 171.3 メートルの所

リ Iから 74 度 48.6 分 89.7 メートルの所

ヌ Cから 233 度 49.3 分 450 メートルの所

ル Jから 356 度 54 分 320 メートルの所

ヲ Jから 301 度 44 分 466 メートルの所

ワ Jから 301 度 56 分 467 メートルの所

カ Jから 289 度 40 分 623 メートルの所

ヨ Jから 293 度 07 分 819 メートルの所

タ Kから 61 度 15 分 1,003 メートルの所

レ Kから 50 度 23 分 1,031 メートルの所

ソ Kから 34 度 23 分 912 メートルの所

ツ Kから 52 度 46 分 437 メートルの所

ネ Kから 14 度 06 分 364 メートルの所

ナ Kから 13 度 41 分 335 メートルの所

ラ Kから 12 度 51 分 336 メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ルからヨまでの方位は、JからLを見通した線を、タからラまでの方位はKからLを見通した線を、それぞれ 0 度として右回りする。)

区域 上記のイロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト及びトGの 7 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、チリの直線以東の油壺湾の海面及びルヲ、ヲワ、ワカ、カヨ、ヨタ、タレ、レソ、ソツ、ツネ、ネナ及びナラの 11 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 三浦市三崎一丁目から三崎五丁目まで、岬陽町、原町、栄町、城山町、東岡町、天神町、諏訪町、白石町、海外町、三崎町諸磯、三崎町小網代、初声町下宮田、

初声町三戸、初声町和田、初声町入江及び初声町高円坊

初声町三戸、初声町和田、初声町入江及び初声町高円坊

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。

<表示例>

B から 28 度 240 メートルの所 (北緯 35 度 24 分 14.342 秒 東経 139 度 18 分 9.4 秒)

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第8号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	<u>はまぐり漁業</u>	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	しゃこ漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 横須賀市長井から同市秋谷までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 横須賀市長井に設置した石柱（神奈川県漁場基点第113号）から213度57.1分の線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 横須賀市荒埼鼻

基点C 横須賀市天神島南西端

基点D 横須賀市芦名と同市秋谷との境界線と最大高潮時海岸線との交点

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第7号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	しゃこ漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 横須賀市長井から同市秋谷までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 横須賀市長井に設置した石柱（神奈川県漁場基点第113号）から213度57.1分の線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 横須賀市荒埼鼻

基点C 横須賀市天神島南西端

基点D 横須賀市芦名と同市秋谷との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点E 横須賀市と三浦郡葉山町との境界にある長者ヶ崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第125号）

基点F 横須賀市佐島漁港（以下「佐島漁港」という。）佐島A号防波堤先端南東角

基点G 佐島漁港佐島C号防波堤先端北東角

イ Aから 213度57.1分 700メートルの所

ロ Bから 167度57.1分 1,240メートルの所

ハ Bから 276度1.8分 2,200メートルの所

ニ Bから 288度56.8分 3,350メートルの所

ホ Cから 228度16.9分 1,470メートルの所

へ Dから 262度16.9分 2,000メートルの所

ト Eから 247度55.2分 1,600メートルの所

（方位は、真方位による。）

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト及びトEの8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、FGの直線、佐島漁港佐島A号防波堤、佐島漁港佐島C号防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 条件 なし

オ 関係地区 横須賀市長井、佐島、芦名及び秋谷

基点E 横須賀市と三浦郡葉山町との境界にある長者ヶ崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第125号）

基点F 横須賀市佐島漁港（以下「佐島漁港」という。）佐島A号防波堤先端南東角

基点G 佐島漁港佐島C号防波堤先端北東角

イ Aから 213度57.1分 700メートルの所

ロ Bから 167度57.1分 1,240メートルの所

ハ Bから 276度1.8分 2,200メートルの所

ニ Bから 288度56.8分 3,350メートルの所

ホ Cから 228度16.9分 1,470メートルの所

へ Dから 262度16.9分 2,000メートルの所

ト Eから 247度55.2分 1,600メートルの所

（方位は、真方位による。）

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト及びトEの8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、FGの直線、佐島漁港佐島A号防波堤、佐島漁港佐島C号防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 横須賀市長井、佐島、芦名及び秋谷

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。

<表示例>

Bから 28度240メートルの所（北緯35度24分14.342秒 東経139度18分9.4秒）

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第9号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
同	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦郡葉山町地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 横須賀市と三浦郡葉山町との境界にある長者ヶ崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第125号）

基点B 三浦郡葉山町と逗子市との境界

基点C 三浦郡葉山町小浜湾にある牛島頂上の石柱

基点D 三浦郡葉山町堀内株式会社葉山マリナー（以下「葉山マリナー」という。）ヨットハーバー北防波堤先端西角

基点E 葉山マリナーヨットハーバー南防波堤先端北角

イ Aから 247度 55.2分 2,200メートルの所

ロ Bから 248度 45分 1,800メートルの所

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第8号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
同	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦郡葉山町地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 横須賀市と三浦郡葉山町との境界にある長者ヶ崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第125号）

基点B 三浦郡葉山町と逗子市との境界

基点C 三浦郡葉山町小浜湾にある牛島頂上の石柱

基点D 三浦郡葉山町堀内株式会社葉山マリナー（以下「葉山マリナー」という。）ヨットハーバー北防波堤先端西角

基点E 葉山マリナーヨットハーバー南防波堤先端北角

イ Aから 247度 55.2分 2,200メートルの所

ロ Bから 248度 45分 1,800メートルの所

ハ Eから 305度 30分 116メートルの所
 ニ Eから 301度 35分 115メートルの所
 ホ Eから 291度 50分 141メートルの所
 ヘ Eから 291度 40分 146メートルの所
 ト Eから 256度 50分 193メートルの所
 チ Eから 255度 15分 187メートルの所
 リ Eから 248度 25分 213メートルの所
 ヌ Eから 245度 50分 294メートルの所
 ル Eから 254度 10分 430メートルの所
 ヲ Eから 256度 05分 437メートルの所
 ワ Eから 258度 00分 434メートルの所
 カ Eから 258度 40分 422メートルの所
 ヨ Eから 260度 30分 357メートルの所
 タ Eから 279度 30分 358メートルの所
 レ Eから 282度 25分 361メートルの所
 ソ Eから 283度 35分 363メートルの所
 ツ Eから 261度 25分 269メートルの所
 ネ Eから 255度 30分 427メートルの所
 ナ Eから 257度 20分 423メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ハからナまでの方位は、EからDを見通した線を0度として右回りとする。)

区域 上記のAイ、イロ、ロC及びCBの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、DEの直線より内側の葉山マリーナーヨットハーバーの海面並びにハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、ヌル、ヲワ、カヨ、ヨタ及びレソの11直線とリヌ(\angle リツヌ=63°、リツ=ヌツ=78.2メートルの円弧)、ルヲ(\angle ルネヲ=90°、ルネ=ヲネ=10メートルの円弧)及びワカ(\angle ワナカ=90°、ワナ=カナ=10メートルの円弧)の3曲線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 条件 なし

オ 関係地区 三浦郡葉山町

ハ Eから 305度 30分 116メートルの所
 ニ Eから 301度 35分 115メートルの所
 ホ Eから 291度 50分 141メートルの所
 ヘ Eから 291度 40分 146メートルの所
 ト Eから 256度 50分 193メートルの所
 チ Eから 255度 15分 187メートルの所
 リ Eから 248度 25分 213メートルの所
 ヌ Eから 245度 50分 294メートルの所
 ル Eから 254度 10分 430メートルの所
 ヲ Eから 256度 05分 437メートルの所
 ワ Eから 258度 00分 434メートルの所
 カ Eから 258度 40分 422メートルの所
 ヨ Eから 260度 30分 357メートルの所
 タ Eから 279度 30分 358メートルの所
 レ Eから 282度 25分 361メートルの所
 ソ Eから 283度 35分 363メートルの所
 ツ Eから 261度 25分 269メートルの所
 ネ Eから 255度 30分 427メートルの所
 ナ Eから 257度 20分 423メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ハからナまでの方位は、EからDを見通した線を0度として右回りとする。)

区域 上記のAイ、イロ、ロC及びCBの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、DEの直線より内側の葉山マリーナーヨットハーバーの海面並びにハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、ヌル、ヲワ、カヨ、ヨタ及びレソの11直線とリヌ(\angle リツヌ=63°、リツ=ヌツ=78.2メートルの円弧)、ルヲ(\angle ルネヲ=90°、ルネ=ヲネ=10メートルの円弧)及びワカ(\angle ワナカ=90°、ワナ=カナ=10メートルの円弧)の3曲線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 三浦郡葉山町

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。

<表示例>

Bから28度240メートルの所(北緯35度24分14.342秒 東経139度18分9.4秒)

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第10号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	同
同	<u>あかもく漁業</u>	<u>11月1日から翌年6月30日まで</u>
同	<u>はまぐり漁業</u>	<u>1月1日から12月31日まで</u>
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 逗子市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

- 基点A 逗子市と三浦郡葉山町との境界
- 基点B 三浦郡葉山町小浜湾にある牛島頂上の石柱
- 基点C 逗子市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点D 逗子市新宿渚橋右岸橋台の海側にある階段最下段の鉄製手すり支柱中心点
- 基点E 逗子市新宿地先にある不如帰碑石柱南東角
- 基点F 三浦郡葉山町葉山港西防波堤北東角
- 基点G 三浦郡葉山町葉山港西中央物揚場北東角
- イ Aから 248度 45分 1,800メートルの所
- ロ Cから 226度 19.9分 3,200メートルの所
- ハ Dから 245度 47分 45.2メートルの所

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第9号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 逗子市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

- 基点A 逗子市と三浦郡葉山町との境界
- 基点B 三浦郡葉山町小浜湾にある牛島頂上の石柱
- 基点C 逗子市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点D 逗子市新宿渚橋右岸橋台の海側にある階段最下段の鉄製手すり支柱中心点
- 基点E 逗子市新宿地先にある不如帰碑石柱南東角
- 基点F 三浦郡葉山町葉山港西防波堤北東角
- 基点G 三浦郡葉山町葉山港西中央物揚場北東角
- イ Aから 248度 45分 1,800メートルの所
- ロ Cから 226度 19.9分 3,200メートルの所
- ハ Dから 245度 47分 45.2メートルの所

ニ Dから 262度 25分 65.7メートルの所
 ホ Dから 288度 00分 127.3メートルの所
 ヘ Dから 296度 38分 171.9メートルの所
 ト Dから 301度 35分 209.3メートルの所
 チ Dから 303度 42分 206.4メートルの所
 リ Dから 299度 12分 168.8メートルの所
 ヌ Dから 291度 38分 124.2メートルの所
 ル Dから 274度 38分 70.4メートルの所
 ヲ Dから 260度 41分 49.2メートルの所
 ワ Fから 4度 12分 33.7メートルの所
 カ Fから 34度 25分 24メートルの所
 ヨ Fから 252度 29分 19.3メートルの所
 タ Fから 173度 14分 33.3メートルの所
 レ Fから 86度 11分 49.5メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ハからヲまでの方位は、DからEを見通した線を、ワからレまでの方位はFからGを見通した線を、それぞれ0度として右回りとする。)

区域 上記のAB、BI、イロ及びロCの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リヌ、ヌル及びルヲの9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにワカ、カヨ、ヨタ、タレ及びレワの5直線によって囲まれた区域を除く。

エ 条件 なし

オ 関係地区 逗子市

ニ Dから 262度 25分 65.7メートルの所
 ホ Dから 288度 00分 127.3メートルの所
 ヘ Dから 296度 38分 171.9メートルの所
 ト Dから 301度 35分 209.3メートルの所
 チ Dから 303度 42分 206.4メートルの所
 リ Dから 299度 12分 168.8メートルの所
 ヌ Dから 291度 38分 124.2メートルの所
 ル Dから 274度 38分 70.4メートルの所
 ヲ Dから 260度 41分 49.2メートルの所
 ワ Fから 4度 12分 33.7メートルの所
 カ Fから 34度 25分 24メートルの所
 ヨ Fから 252度 29分 19.3メートルの所
 タ Fから 173度 14分 33.3メートルの所
 レ Fから 86度 11分 49.5メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ハからヲまでの方位は、DからEを見通した線を、ワからレまでの方位はFからGを見通した線を、それぞれ0度として右回りとする。)

区域 上記のAB、BI、イロ及びロCの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リヌ、ヌル及びルヲの9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにワカ、カヨ、ヨタ、タレ及びレワの5直線によって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 逗子市

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。

<表示例>

Bから 28度 240メートルの所 (北緯 35度 24分 14.342秒 東経 139度 18分 9.4秒)

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第 11 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
同	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 鎌倉市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 鎌倉市と逗子市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 鎌倉市と藤沢市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 藤沢市江の島にある三角点

イ Aから 226度 19.9分 3,200メートルの所

ロ Bから 192度 8.8分 2,700メートルの所

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第 10 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
同	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 鎌倉市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 鎌倉市と逗子市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 鎌倉市と藤沢市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 藤沢市江の島にある三角点

イ Aから 226度 19.9分 3,200メートルの所

ロ Bから 192度 8.8分 2,700メートルの所

<p>ハ Cから 131度 49.7分 1,008メートルの所 ニ Cから 98度 19.7分 1,334メートルの所 ホ Cから 62度 19.7分 1,046メートルの所 へ Cから 61度 39.7分 1,006メートルの所 (方位は、真方位による。)</p> <p>区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ及びへBの7直線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域</p> <p>エ 条件 なし オ 関係地区 鎌倉市</p>	<p>ハ Cから 131度 49.7分 1,008メートルの所 ニ Cから 98度 19.7分 1,334メートルの所 ホ Cから 62度 19.7分 1,046メートルの所 へ Cから 61度 39.7分 1,006メートルの所 (方位は、真方位による。)</p> <p>区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ及びへBの7直線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域</p> <p>エ <u>制限又は条件</u> なし オ 関係地区 鎌倉市</p>
---	--

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。
<表示例>
Bから 28度 240メートルの所 (北緯 35度 24分 14.342秒 東経 139度 18分 9.4秒)

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第 12 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はまぐり漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	だんべいきさご漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 藤沢市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

- 基点A 藤沢市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点B 藤沢市片瀬海岸二丁目旧片瀬橋南西端
- 基点C 藤沢市と茅ヶ崎市との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点D 藤沢市江の島にある三角点
- イ Dから 61度 39.7分 1,006メートルの所
- ロ Dから 40度 14.7分 401メートルの所
- ハ Dから 139度 59.7分 350メートルの所
- ニ Dから 129度 59.7分 560メートルの所
- ホ Dから 109度 29.7分 847メートルの所
- へ Aから 187度 8.8分 2,700メートルの所
- ト Bから 224度 13.8分 2,300メートルの所
- チ Cから 191度 13.1分 2,000メートルの所

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第 11 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はまぐり漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	だんべいきさご漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 藤沢市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

- 基点A 藤沢市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点B 藤沢市片瀬海岸二丁目旧片瀬橋南西端
- 基点C 藤沢市と茅ヶ崎市との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点D 藤沢市江の島にある三角点
- イ Dから 61度 39.7分 1,006メートルの所
- ロ Dから 40度 14.7分 401メートルの所
- ハ Dから 139度 59.7分 350メートルの所
- ニ Dから 129度 59.7分 560メートルの所
- ホ Dから 109度 29.7分 847メートルの所
- へ Aから 187度 8.8分 2,700メートルの所
- ト Bから 224度 13.8分 2,300メートルの所
- チ Cから 191度 13.1分 2,000メートルの所

<p>(方位は、真方位による。)</p> <p>区域 上記のAイ、イロ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ及びチCの8直線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>エ 条件 なし</p> <p>オ 関係地区 藤沢市</p>	<p>(方位は、真方位による。)</p> <p>区域 上記のAイ、イロ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ及びチCの8直線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>エ <u>制限又は条件</u> なし</p> <p>オ 関係地区 藤沢市</p>
--	---

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。
<表示例>
Bから28度240メートルの所(北緯35度24分14.342秒 東経139度18分9.4秒)

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第 13号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はまぐり漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	だんべいきさご漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	<u>なまこ漁業</u>	<u>同</u>
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 茅ヶ崎市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 茅ヶ崎市と藤沢市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 茅ヶ崎市と平塚市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

イ Aから 191度 13.1分 2,000メートルの所

ロ Bから 174度 13分 2,000メートルの所

（方位は、真方位による。）

区域 上記のAイ、イロ及びロBの3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

エ 条件 なし

オ 関係地区 茅ヶ崎市

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第 12号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はまぐり漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	だんべいきさご漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 茅ヶ崎市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 茅ヶ崎市と藤沢市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 茅ヶ崎市と平塚市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

イ Aから 191度 13.1分 2,000メートルの所

ロ Bから 174度 13分 2,000メートルの所

（方位は、真方位による。）

区域 上記のAイ、イロ及びロBの3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 茅ヶ崎市

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。

<表示例>

B から 28 度 240 メートルの所（北緯 35 度 24 分 14.342 秒 東経 139 度 18 分 9.4 秒）

新漁業権の内容（案）			現行漁業権の内容		
漁業権の公示番号 共第 <u>14</u> 号			漁業権の公示番号 共第 <u>13</u> 号		
ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	第一種共同漁業	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
同	さるぼう漁業	同	同	さるぼう漁業	同
同	ばかがい漁業	同	同	ばかがい漁業	同
同	たこ漁業	同	同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同	同	いせえび漁業	同
<u>同</u>	<u>なまこ漁業</u>	<u>同</u>			
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同	第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同	第三種共同漁業	地びき網漁業	同
イ 漁場の位置 平塚市地先			イ 漁場の位置 平塚市地先		
ウ 漁場の区域			ウ 漁場の区域		
点の位置			点の位置		
基点A 平塚市と茅ヶ崎市との境界線と最大高潮時海岸線との交点			基点A 平塚市と茅ヶ崎市との境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点B 平塚市と中郡大磯町との境界線と最大高潮時海岸線との交点			基点B 平塚市と中郡大磯町との境界線と最大高潮時海岸線との交点		
基点C 平塚市地先の国立大学法人東京大学海洋アライアンス機構平塚沖総合実験タワー中心点			基点C 平塚市地先の国立大学法人東京大学海洋アライアンス機構平塚沖総合実験タワー中心点		
イ Aから 174度 13分 2,000メートルの所			イ Aから 174度 13分 2,000メートルの所		
ロ Bから 164度 28.1分 2,000メートルの所			ロ Bから 164度 28.1分 2,000メートルの所		
(方位は、真方位による。)			(方位は、真方位による。)		
区域 上記のAイ、イロ及びロBの3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。			区域 上記のAイ、イロ及びロBの3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。		
ただし、Cを中心として半径50メートルの円周によって囲まれた区域を除く。			ただし、Cを中心として半径50メートルの円周によって囲まれた区域を除く。		
エ 条件 なし			エ <u>制限又は条件</u> なし		
オ 関係地区 平塚市			オ 関係地区 平塚市		

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。
 <表示例>
 Bから28度240メートルの所（北緯35度24分14.342秒 東経139度18分9.4秒）

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第 15号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
<u>同</u>	<u>はまぐり漁業</u>	<u>同</u>
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
<u>同</u>	<u>なまこ漁業</u>	<u>同</u>
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 中郡大磯町から同郡二宮町までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 中郡大磯町と平塚市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 中郡大磯町と同郡二宮町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 中郡二宮町山西の押切橋中央

基点D 中郡大磯町大磯港西防波堤護岸に設置した石柱（神奈川県漁場基点第165号）

イ Aから 164度 28.1分 2,000メートルの所

ロ Bから 164度 28分 1,000メートルの所

ハ Cから 157度 04分 1,325メートルの所

ニ Cから 157度 04分の線と最大高潮時海岸線との交点

ホ Dから 349度 30.4分 468メートルの所

ヘ Dから 358度 25.4分 408メートルの所

ト Dから 41度 25.4分 318メートルの所

チ Dから 45度 30.4分 244メートルの所

リ Dから 83度 55.4分 199メートルの所

ヌ Dから 183度 55.4分 78メートルの所

ル Dから 281度 18.4分 327メートルの所

ヲ Dから 286度 5.4分 417メートルの所

（方位は、真方位による。）

区域 上記のAイ、イロ、ロハ及びハニの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ホへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌル及びルヲの7直線と最大高潮時

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第 14号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 中郡大磯町から同郡二宮町までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 中郡大磯町と平塚市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 中郡大磯町と同郡二宮町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 中郡二宮町山西の押切橋中央

基点D 中郡大磯町大磯港西防波堤護岸に設置した石柱（神奈川県漁場基点第165号）

イ Aから 164度 28.1分 2,000メートルの所

ロ Bから 164度 28分 1,000メートルの所

ハ Cから 157度 04分 1,325メートルの所

ニ Cから 157度 04分の線と最大高潮時海岸線との交点

ホ Dから 349度 30.4分 468メートルの所

ヘ Dから 358度 25.4分 408メートルの所

ト Dから 41度 25.4分 318メートルの所

チ Dから 45度 30.4分 244メートルの所

リ Dから 83度 55.4分 199メートルの所

ヌ Dから 183度 55.4分 78メートルの所

ル Dから 281度 18.4分 327メートルの所

ヲ Dから 286度 5.4分 417メートルの所

（方位は、真方位による。）

区域 上記のAイ、イロ、ロハ及びハニの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ホへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌル及びルヲの7直線と最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 条件 なし

オ 関係地区 中郡大磯町及び二宮町

海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 中郡大磯町及び二宮町

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。

<表示例>

B から 28 度 240 メートルの所（北緯 35 度 24 分 14.342 秒 東経 139 度 18 分 9.4 秒）

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第 16 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	くぼがい漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	小型定置落網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 小田原市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 中郡二宮町山西の押切橋中央

基点B 小田原市前川と同市国府津との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 小田原市地先酒匂橋中央にある鋼製伸縮継ぎ手の下流端中央から同橋の下流端に沿って東側へ0.8メートルの所

基点D 小田原市早川と同市石橋との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点E 小田原市と足柄下郡真鶴町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点F 小田原市小田原漁港（以下「小田原漁港」という。）南防波堤先端南角

基点G 小田原漁港東防波堤先端南角

イ Aから157度04分の線と最大高潮時海岸線との交点

ロ Aから157度04分1,325メートルの所

ハ Bから157度11.8分1,000メートルの所

ニ Cから153度29.8分1,612メートルの所

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第 15 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	くぼがい漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	小型定置落網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 小田原市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 中郡二宮町山西の押切橋中央

基点B 小田原市前川と同市国府津との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 小田原市地先酒匂橋中央にある鋼製伸縮継ぎ手の下流端中央から同橋の下流端に沿って東側へ0.8メートルの所

基点D 小田原市早川と同市石橋との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点E 小田原市と足柄下郡真鶴町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点F 小田原市小田原漁港（以下「小田原漁港」という。）南防波堤先端南角

基点G 小田原漁港東防波堤先端南角

イ Aから157度04分の線と最大高潮時海岸線との交点

ロ Aから157度04分1,325メートルの所

ハ Bから157度11.8分1,000メートルの所

ニ Cから153度29.8分1,612メートルの所

ホ Dから 89度 12.4分 800メートルの所(北緯 35度 13分 43.579秒 東経 139度 9分 6.552秒の所)

へ 北緯 35度 12分 28秒 東経 139度 9分 9秒の所

ト 北緯 35度 11分 40秒 東経 139度 9分 0秒

チ 北緯 35度 11分 20秒 東経 139度 8分 62秒の所

リ 北緯 35度 10分 55秒 東経 139度 8分 46秒の所

ヌ Eから 87度 14.3分 800メートルの所(北緯 35度 10分 45.677秒 東経 139度 8分 46.313秒の所)

ル Fから 131度 30分 3メートルの所

ヲ Fから 55度 30分 31メートルの所

ワ Fから 45度 45分 138.5メートルの所

カ Fから 21度 30分 191.5メートルの所

ヨ Fから 18度 30分 197.5メートルの所

タ Fから 6度 30分 205メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ルからタまでの方位は、FからGを見通した線を0度として右回りとする。)

区域 上記のイロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チリ及びリヌの9直線、ヌとEを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Fル、ルヲ、ヲワ、ワカ、カヨ及びヨタの6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 条件 なし

オ 関係地区 小田原市

ホ Dから 89度 12.4分 800メートルの所

へ Eから 87度 14.3分 800メートルの所

ト Fから 131度 30分 3メートルの所

チ Fから 55度 30分 31メートルの所

リ Fから 45度 45分 138.5メートルの所

ヌ Fから 21度 30分 191.5メートルの所

ル Fから 18度 30分 197.5メートルの所

ヲ Fから 6度 30分 205メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、トからヲまでの方位は、FからGを見通した線を0度として右回りとする。)

区域 上記のイロ、ロハ、ハニ、及びニホの4直線、最大高潮時海岸線から沖合800メートルの線上でホからへまでの線、へとEを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Fト、トチ、チリ、リヌ、ヌル及びルヲの6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 小田原市

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。

<表示例>

Bから 28度 240メートルの所(北緯 35度 24分 14.342秒 東経 139度 18分 9.4秒)

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第 17号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はぼり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	くぼがい漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	小型定置落網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 足柄下郡真鶴町岩地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 小田原市と足柄下郡真鶴町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 足柄下郡真鶴町岩と同町真鶴との境界線と最大高潮時海岸線との交点

イ 最大高潮時海岸線から沖合 800メートルの線と上記のAから 87度 14.3分の線との交点（北緯 35度 10分 45.677秒 東経 139度 8分 46.313秒の所）

ロ 北緯 35度 10分 33秒 東経 139度 9分 7秒の所

ハ 北緯 35度 10分 3秒 東経 139度 9分 17秒の所

ニ 北緯 35度 9分 50秒 東経 139度 9分 11秒の所

ホ 北緯 35度 9分 35秒 東経 139度 9分 14秒の所

へ 最大高潮時海岸線から沖合 800メートルの線と上記のBから 94度 14.3分の線との交点（北緯 35度 9分 27.817秒 東経 139度 9分 8.271秒の所）

区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ及びへBの7直線並びに最大高潮時海岸線と
 によって囲まれた区域（方位は、真方位による。）

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第 16号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はぼり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	くぼがい漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	小型定置落網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 足柄下郡真鶴町岩地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 小田原市と足柄下郡真鶴町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 足柄下郡真鶴町岩と同町真鶴との境界線と最大高潮時海岸線との交点

区域 最大高潮時海岸線から沖合 800メートルの線、上記のAから 87度 14.3分の線、Bから 94度 14.3分の線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（方位は、真方位による。）

エ 条件 なし

オ 関係地区 足柄下郡真鶴町岩

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 足柄下郡真鶴町岩

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。

<表示例>

B から 28 度 240 メートルの所（北緯 35 度 24 分 14.342 秒 東経 139 度 18 分 9.4 秒）

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第 18 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	くぼがい漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	小型定置落網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 足柄下郡真鶴町真鶴地先

ウ 漁場の区域

点の位置

- 基点A 足柄下郡真鶴町岩と同町真鶴との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点B 足柄下郡真鶴町真鶴にある戎崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 202 号）
- 基点C 足柄下郡真鶴町笠島南東端
- 基点D 足柄下郡真鶴町真鶴にある黒崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 203 号）
- 基点E 足柄下郡真鶴町と同郡湯河原町との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- イ Aから 94度14.3分 200メートルの所
- ロ Aから 94度14.3分 800メートルの所
- ハ イとニを結んだ線上でイから 600メートルの所
- ニ Bから 80度44.3分 1,000メートルの所
- ホ Cから 144度14.2分 400メートルの所
- へ Dから 194度14.2分 500メートルの所
- ト Eから 154度14.2分 850メートルの所

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第 17 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	くぼがい漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	小型定置落網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 足柄下郡真鶴町真鶴地先

ウ 漁場の区域

点の位置

- 基点A 足柄下郡真鶴町岩と同町真鶴との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点B 足柄下郡真鶴町真鶴にある戎崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 202 号）
- 基点C 足柄下郡真鶴町笠島南東端
- 基点D 足柄下郡真鶴町真鶴にある黒崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 203 号）
- 基点E 足柄下郡真鶴町と同郡湯河原町との境界線と最大高潮時海岸線との交点
- イ Aから 94度14.3分 200メートルの所
- ロ Aから 94度14.3分 800メートルの所
- ハ イとニを結んだ線上でイから 600メートルの所
- ニ Bから 80度44.3分 1,000メートルの所
- ホ Cから 144度14.2分 400メートルの所
- へ Dから 194度14.2分 500メートルの所
- ト Eから 154度14.2分 850メートルの所

<p>(方位は、真方位による。)</p> <p>区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト及びトEの8直線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>エ 条件 なし</p> <p>オ 関係地区 足柄下郡真鶴町真鶴</p>	<p>(方位は、真方位による。)</p> <p>区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト及びトEの8直線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>エ <u>制限又は条件</u> なし</p> <p>オ 関係地区 足柄下郡真鶴町真鶴</p>
--	---

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。
<表示例>
Bから28度240メートルの所(北緯35度24分14.342秒 東経139度18分9.4秒)

新漁業権の内容（案）

漁業権の公示番号 共第 19 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 足柄下郡湯河原町地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 足柄下郡湯河原町と同郡真鶴町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 足柄下郡湯河原町吉浜字柏坂1番地小道地藏石燈ろう東端

基点C 神奈川県と静岡県との境界にある千歳橋の下流端中央

基点D 静岡県熱海市初島灯台中心点

イ Aから 154度14.2分 850メートルの所

ロ Bから 144度14.2分 1,000メートルの所

ハ Cから 34度 20分 1,000メートルの所

（方位は、真方位による。ただし、ハの方位は、CからDを見通した線を0度として左回りとする。）

区域 上記のAイ、イロ、ロハ及びハCの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

エ 条件 なし

オ 関係地区 足柄下郡湯河原町

現行漁業権の内容

漁業権の公示番号 共第 18 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 足柄下郡湯河原町地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 足柄下郡湯河原町と同郡真鶴町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 足柄下郡湯河原町吉浜字柏坂1番地小道地藏石燈ろう東端

基点C 神奈川県と静岡県との境界にある千歳橋の下流端中央

基点D 静岡県熱海市初島灯台中心点

イ Aから 154度14.2分 850メートルの所

ロ Bから 144度14.2分 1,000メートルの所

ハ Cから 34度 20分 1,000メートルの所

（方位は、真方位による。ただし、ハの方位は、CからDを見通した線を0度として左回りとする。）

区域 上記のAイ、イロ、ロハ及びハCの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 足柄下郡湯河原町

公示時には、一部の点を除き、漁場の位置を示す点の位置が緯度経度座標と併記になります。

<表示例>

B から 28 度 240 メートルの所（北緯 35 度 24 分 14.342 秒 東経 139 度 18 分 9.4 秒）